

建築基準法第22条の区域指定に関する理由書

旭市は、千葉県の北東部に位置し、千葉市から 50km 圏、また都心から 80km 圏に位置している。北は香取市、東庄町、西は匝瑳市、東は銚子市に接している。

平成17年7月に海上町、飯岡町及び干潟町が合併し、現在旭地域のみが都市計画区域となっているが、今後は、地域特性を生かした土地利用の誘導を図っていくとともに、医療や福祉、商業が整った安全で良好な居住環境の保全等により、一体の都市として均衡ある発展を推進するため、今回飛び地を除く市全域を都市計画区域とするものである。

海上地域、飯岡地域及び干潟地域における人口は減少傾向を示しており、急激な都市化の進行は見込まれないが、建築動向をみると年間約 140 件程度の建築があるため、安心・安全な建築物の建設などにより、生活拠点等を中心とした集約型の地域としていく必要がある。

以上のような状況を踏まえ、建築物の屋根の不燃化及び外壁の延焼防止措置による防火対策が必要である。

指定概要調書

| | | | |
|--------|-----------|---|--|
| 位置 | 市町村名 | 旭市 | |
| | 区域名 | 建築基準法第22条指定区域 | |
| 面積 | 行政区域面積 | 約 13,047ha | |
| | 既指定区域の面積 | 約 5,046ha | |
| | | 指定内訳 | 旭市の一部の区域 (既指定年月日) 昭和 30年 10月 29日 |
| | 今回指定区域の面積 | 約 7,957ha | |
| | | 指定区域 | 既に指定されている区域を除いた市の全域 (指定区域図参照) とする。 |
| | 指定区域の合計面積 | 約 13,003ha | |
| 指定区域 | | 行政区域の全域の一部 (準防火地域、飛び地を除く) | |
| その他の状況 | 付近の状況 | 建築物の多くは、県道多古笹本線や銚子海上線等の幹線道路沿道やJR飯岡駅などに多く立地しているほか、白地地域全体に点在している。 | |
| | 建築の状況 | 新たに追加される白地地域の平成26年から令和5年の建築動向を見ると総数1,376件が確認でき、年間約140件の建築がある。 | |